

食料・農業・農村政策審議会

食料・農業・農村政策審議会企画部会

合同会議

農林水産省大臣官房政策課

食料・農業・農村政策審議会
食料・農業・農村政策審議会 企画部会 合同会議

日時：令和6年8月29日（木）10：02～12：04

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画の策定について

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料1－1 食料・農業・農村政策審議会委員名簿

資料1－2 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料2 諮問文

資料3 次期食料・農業・農村基本計画にかかる今後の審議の進め方について（案）

資料4 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

参考資料1 食料・農業・農村基本法

参考資料2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

午前10時02分 開会

○政策課長 それでは、定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまから食料・農業・農村政策審議会・企画部会の合同会議を開催いたしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、吉高委員が所用により御欠席となっております。また、井上委員と宮島委員は遅れて御参加ということと承知しております。

また、後ほど大橋会長から御紹介ございますが、今回から新たに企画部会に、4名の委員の方、3名の臨時委員の方々に御参加いただくことになってございます。臨時委員のうち、友實委員は遅れて御参加の予定でございます。

また、現時点で本審議会委員の出席者は18名、企画部会所属の委員の出席者は17名ということでございまして、食料・農業・農村政策審議会令の第8条第1項及び第3項の規定による定足者数、3分の1以上をそれぞれ満たしているということを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録につきましては農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、この後の司会は大橋会長をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大橋会長 皆さん、おはようございます。大橋でございます。本日よろしくお願いいたします。

本審議会ですけれども、本日12時までの開催を予定しております。議題は、新たな食料・農業・農村基本計画の策定についてということでございまして、これについて大臣から諮問を受けるということとなっております。

本日、私、大変恐縮ですけれども、海外からの出席となっております、後ほど司会の方を現地にいらしています中嶋会長代理に交代をさせていただきますこと、御了承いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、坂本農林水産大臣から御挨拶いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本農林水産大臣 皆さん、おはようございます。食料・農業・農村政策審議会・企画部会合同会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては御多忙の中お集まりいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

貴審議会におかれましては、今般の食料・農業・農村基本法の改正に際しまして、その基本法の検

証・見直しを、約1年にわたり熱心に御議論いただきました。その上で取りまとめいただいた答申を踏まえて、政府においても改正法案の検討を進め、今年2月に改正法案を国会に提出し、50時間近くにも及ぶ国会審議を経て、本年6月に改正法が公布・施行となりました。皆様の御尽力に改めて心より感謝申し上げます。

本日は、皆様にも御議論いただいた改正基本法に基づく次期食料・農業・農村基本計画の策定に向けて諮問させていただきます。今回の基本計画は改正基本法に基づく最初の計画であり、基本理念の実現に向けて具体的な施策を集中的に実施していくために、今後5年間の施策の方向性を示す、極めて重要な計画であると考えています。

また、改正基本法に掲げた基本理念の実現に向けては、農業者だけでなく、食に関する全ての事業者、地方自治体、消費者などの幅広い関係者の皆様の御理解と御支持の下、一体となって取り組んでいくことが大切だと考えており、国民各界各層の様々な意見をお伺いし、基本計画を実効性のあるものとするよう、議論を尽くしてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、様々な専門性や豊富な御経験などを踏まえて活発に御議論いただき、その英知を結集させていただくことをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○大橋会長 大臣、ありがとうございます。

続きまして、坂本大臣から食料・農業・農村基本計画に関する諮問がございます。

それでは、大臣、よろしく願いできますでしょうか。

○坂本農林水産大臣 食料・農業・農村政策審議会会長、大橋弘殿。

農林水産大臣、坂本哲志。

食料・農業・農村基本計画の変更について（諮問）。

このことについて、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第9項の規定により準用される同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

（諮問書手交）

○中嶋会長代理 ただいまの諮問を慎んでお受けいたします。

○大橋会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

こちらで、坂本大臣、公務のため御退席をされます。ありがとうございました。

（坂本大臣 退席）

○大橋会長 それでは、続けてまいります。

続きまして、新たに企画部会に所属する委員を御紹介させていただければと思います。食料・農業・農村政策審議会令第6条第2項において、部会に所属すべき委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名するということとされています。新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた審議をより充実させるため、この度、同項の規定に基づいて、食農審の本審から4名の委員及び3名の臨時委員を企画部会所属委員として新たに指名をさせていただきました。後ほど委員の皆様方から御発言いただく時間を設けさせていただきますので、ここではお名前だけ御紹介をさせていただくことにとどめたいと思います。

まず、赤松委員でございます。

続いて、小針委員でございます。

続きまして、竹下委員でございます。

また、内藤委員でございます。

続きまして、臨時委員ですが、田島臨時委員でございます。

水戸部臨時委員でございます。

また、本日遅れての御参加と伺っておりますけれども、友實臨時委員にも新たに企画部会に所属をしていただくということとしておりますので、御了解いただければと思います。

それでは、ここからは中嶋会長代理に司会をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 大橋先生、どうもありがとうございます。

中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、今後の議論の進め方等について御説明いただきたいと思います。

○総括審議官 総括審議官の山口でございます。今回からよろしくお願い申し上げます。

それでは、私の方から、資料3に基づきまして、食料・農業・農村基本計画に係る今後の議論の進め方について御説明をさせていただきます。

まずは、今日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。本日、第1回目の企画部会・本審の合同会議として、諮問と、これから食料安全保障をめぐる情勢について御説明をさせていただいた上で、皆様方から見解を伺えればというふうに思っております。

その後でございますが、9月後半から第2回から第7回にかけて企画部会を開催いたしまして、各品目の生産・消費、備蓄、輸出・輸入などについての御議論を賜ればというふうに思っております。

その後、地方意見交換会を挟みまして、取りまとめに向けた議論をまた企画部会の方で進めさせて

いただきまして、来年の3月、食料・農業・農村政策審議会を開催し答申、という形で進めさせていただければと考えておりますが、当然ですが、スケジュールにつきましては、今後の議論の状況に応じて、また、委員の先生方の御指示も踏まえまして、変更しながら進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

ただいま、事務局から今後の審議会の進め方についての御説明をいただいたところです。今後、審議の状況によってはまた改めて御相談させていただくこともあると思いますけれども、このような流れで審議を進めていくことにつきまして御了解いただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、このような流れで審議を進めていきたいと思います。

続いて、事務局から、今後の基本計画の策定に関する議論のベースラインとして、我が国の食料安全保障をめぐる情勢についての御説明をお願いいたします。

○総括審議官 続きまして、我が国の食料安全保障をめぐる情勢につきまして御説明を申し上げますが、その前に、食料・農業・農村基本法の改正につきましては、この審議会の皆様方に大変な議論をいただきまして取りまとめいただきました方向で、国会の審議も経て成立をいたしましたので、まず、その内容をおさらいといえますか、簡単に振り返らせていただければというふうに思います。

参考資料2に改正のポイントというのがございますので、それを開いていただければと思います。

今回、改正のポイントとして何点かあったかと思います。

まず1点目としては、国民一人一人の食料安全保障を基本計画の理念にということで、3ページ、御覧いただければということでございます。

この基本法成立してからの25年間で、やはり食料需給の不安定化によって輸入リスクが増大した、あるいは良質な食料を入手できない食品アクセスの問題が増大したということを背景にしまして、改正の中で食料安全保障を基本理念の柱として位置づけた上で、一人一人の入手の観点を含めて、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されて、国民一人一人がこれを入手できる状態」と位置づけて、食料安全保障をしっかりとしていこうということで位置づけを改めたところでございますし、食料の安定供給に関しましては、農業の生産の増大を基本として、安定的な輸入と備蓄の確保を新しく位置づけたところでございます。

あともう1点、食料安保に関連いたしましては、人口減少に伴う国内市場の縮小がやはり懸念され

るのと、デフレ経済下の中で低価格が定着して、恒常的なコスト増を賄うことができないという問題も指摘されているところでございます。それで、改正後の基本理念として、海外の輸出というものをしっかり位置づけたということと、あとは、食料の価格形成において、食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないというふうな位置づけがされたところでございます。

2点目でございますが、環境と調和の取れた食料システムというものを新たに基本理念として位置づけさせていただいております。

農業は環境と親和性が高い産業であるのはもちろんでございますが、温室効果ガスの問題ですとか水質の悪化など、気候変動や生物多様性への影響が懸念される問題が発生しておりますので、こういうことを踏まえて、食料システムにおいては、各段階において環境負荷を与える側面を鑑みて、その負荷の低減が図られるように環境との調和が図られなければいけないと。多面的機能についても、環境負荷低減が図られつつ発揮されなければいけないというような基本理念が盛り込まれたところでございます。

次に、3ポイント目は11ページに、人口減少下における農業生産の方向性を明確化したということがございます。

国内人口が2008年をピークに減少を迎える中で、60才以上が大半を占める農業者の減少をなかなか止めることはできないという中で、農業者が減少する状況においても、食料の供給機能や多面的な機能が発揮されて、農業の持続的な発展が図られなければならないという位置づけをした上で、その少ない人数でも安定的な供給の確保を図るというようなことに取り組んでいく必要があるので、そのために生産性の向上、付加価値の向上、収益性の向上に取り組んでいくんだと、これは12ページの方にはありますが、そういうことを改正後の基本理念として位置づけさせていただいているところでございます。

続きまして、4ポイント目は人口減少下における農村のコミュニティ維持を明確化するというところで、18ページの方でございます。

農村人口が減少する中で、これまで共同の活動として行ってきた農業用の排水施設の管理などがなかなか困難化すると。こういう中で、従来から農村で暮らしている方々を含めて、移住・定住、あるいは関わりを持つ農村関係人口と言われる方々を増やしていくことが大切だということが課題として指摘されたところでございます。そういう中で、改正後の基本理念として、農村振興の目的に「地域社会が維持されること」ということを明記した上で、総合振興を図る基本的な考え方として、生産基盤の保全ということ、あとは農村との関わりを持つ方の増加に資する産業を振興していくことなどが

盛り込まれたところでございます。

あと、5点目として、食料システムの位置づけということで、23ページでございますが、例えば環境に配慮して生産された食料の価値ですとか、食料生産に掛かるコスト、こういった問題につきましても、一農業者・一食品事業者だけでは解決できない課題でございます。生産者から消費までの関係の皆様方が連携して取り組むべき課題が顕在化していることと、このことから食料システムということを通して法律の中に位置づけて、それぞれの役割を規定したということでございます。

最後のポイントが今回の改正基本法に基づく基本計画に係る部分でございます。やはり基本法の中でPDCAサイクルをしっかりと回して、政策の見直し、KPIの検証、こういうことを行っていないといけないのではないか、これを定期的に検証していく仕組みが必要なのではないかということで、法律の中でも、食料自給率その他の食料の安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を年に1回報告して、PDCAサイクルを回すというような仕組みを導入したところでございます。こうした法律の中身を踏まえまして、これから我々としては、委員の皆様方にお諮りしながら、基本計画の策定に向けて作業していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、長くなりましたが、資料4の方に戻らせていただきたいと思います。

3ページ、お開きいただければと思います。

まずは食料自給率でございますが、3ページの方、昭和40年から平成10年にかけて減少が著しかったわけですが、その後は40%程度で推移をしているという状況でございます。例えば平成12年から令和5年の間で見ますと、輸入に依存している小麦とか大豆の国内生産というのがしっかり拡大をして、自給率を押し上げる方向に進んでおりますが、一方で自給率の高いお米などの消費量が減少して、こちらの方が足を引っ張っているという状況でございます。

次、御覧いただきたいかと思います。5ページでございます。

こういう食料の安定供給を我が国で確保していくためには、やはり輸入依存度の高い小麦・大豆などの国内生産の増大が必要になってくるわけでございます。最近でいうと、面積的にはほぼ横ばい、単収的には、例えば小麦などは増える傾向にはございますが、ただ、年次的な変動が大きく不安定というようなことがございます。今後、各産地の意向を踏まえまして、水田におけるブロックローテーションや畑地化を集中的に推進する、あるいは基盤整備による汎用化・畑地化を推進するということで、小麦・大豆の国内生産の増大を図っていく必要があるというふうに考えております。

また、米も、国内消費が減っているわけでございますが、新規需要という面では増えている部分もございます。例えば米粉で見ますと米粉商品開発、あるいは製造能力の強化などの結果、需要量が増加しておりますし、また、海外におけるレストラン、特におにぎり屋などの需要開拓が進んだ結果、

米の輸出もこの4年間で2倍以上増加するというような状況にあるわけでございます。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。

米、麦、大豆と並んで、やはり加工用・業務用野菜の国内生産を増大させるということも課題でございます。現在、その加工・業務用野菜の消費の大体3割ぐらいが輸入に依存しているということでございます。こういうことに対応して、サプライチェーンの関係者が周年供給体制を構築するのですとか、冷凍施設・物流施設を整備していく、こういうことが大切になってきているわけでございます。

次、8ページ、御覧いただければと思います。主要な農産物の輸入ということでございます。

やはりどうしても国内生産では国内需要を満たすことができない農産物がございまして、品目ごとの需給動向などを踏まえて、安定的に輸入するということがどうしても大切になってまいります。現在、小麦、大豆、トウモロコシなど主要農産物で見ると、良好な関係にある国からの輸入が多いという現状でございます。今後は、輸入の相手先国での投資促進などによって、更に輸入の安定化を図っていくことが必要になってきているということでございます。

続きまして、9ページ、御覧いただければと思います。備蓄の関係でございます。

備蓄でございますが、まずは不測の事態の発生初期において、代替調達先の確保を図るまでの対応手段として必要だという整理で進めております。現在、米、小麦、飼料作物につきましては、国としての備蓄事業を実施しておるところでございます。

自給している米につきましては、不作に対して緊急輸入せずに、国産米をもって対応できる水準を、あと、その多くを輸入に依存している食料用の小麦や飼料作物については、不測時に代替輸入先から輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準を確保することを基本に、その水準を設定していることでございますが、今回の基本法に合わせて成立をさせていただきました食料供給困難事態対策法に基づきまして、民間在庫の把握も含めまして、官民合わせて総合的な備蓄体制を推進するということが必要になってきているところでございます。

続きまして、10ページでございます。肥料の関係でございます。

やはり食料安全保障を達成するためにも、肥料・農薬等の生産資材につきまして安定的な供給が必要になってまいります。主要な化学肥料の原料である尿素、リン酸、カリなどは、ほぼ全量を輸入しているということでございますが、一方で、家畜排せつ物由来の堆肥ですとか下水汚泥資源など肥料成分を含有する資源もありますので、化学肥料に代替したこれらの活用も推進しながら、国内資源の利用・活用、備蓄の確保、あとは、その輸入相手国への投資促進などによる輸入安定化、これらを組み合わせて安定供給を確保することが必要だというふうに考えております。

次に、11ページでございます。飼料の関係でございます。

飼料につきましては、飼料の自給率は今25%程度で推移をしているということでございます。更なる向上のためには、耕畜連携、コントラクター等の飼料生産組織の運営を強化するというような取組とともに、地域計画の中で飼料産地づくりというようなこともやっていかなければいけないということでございます。

次に、12ページ、輸出でございますが、輸出につきましては、現在1兆5,000億近い水準まで到達しておる一方で、ALPS処理水の影響で、2024年上半期の輸出実績は対前年度比1.8%の減少ということでございます。更なる輸出拡大に向けて、品目団体ですとか、プラットフォームですとか、輸出産地の形成ですとか、そういった取組を更に進める必要があると考えております。

13ページでございます。価格形成の関係でございます。

食品の合理的な価格形成については、需給状況及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるように、関係者により合理的な費用が考慮されるということが必要だというふうに考えております。現在、関係者から成る協議会でコスト指標の作成等の議論が行われておりますが、食料システムの持続性の確保のために、価格形成を進めるための法制度を現在検討しているところでございます。

14ページ、アクセスの関係でございます。

アクセスに関しましては、先ほど申し上げたとおり、平時から一人一人が食品にアクセスできる食料安保というのが大切だということで、基本理念にも位置づけられたところでございます。こういう中で、地域の関係者が連携して食料の提供に取り組むような仕組みづくり、これは経済的アクセス支援策の方になるわけですが、こういう対策と、ラストワンマイルの輸送の取組強化のような物理的なアクセス対策、こういうものを組み合わせてしっかり取り組んでいかなければいけない現状にあるかと思っております。

続きまして、15ページでございますが、食品産業の持続的な発展ということで、食品産業は、生産者と消費者をつなぐ懸け橋として、とても大切な役割を果たしているわけでございますが、その加工原料の調達のうち34%が輸入ということでございます。現に国内の食料とか原材料を増やしていきたいという方々が3割から5割程度存在していらっしゃいますので、今後は、そういった方々との連携、国産化、あるいは新技術の活用、こういったことが課題になっているところでございます。

続きまして、農業の関係でございます。

17ページ、御覧いただければと思います。まず、基幹的農業従事者でございます。

2000年からの25年間で半減をしております。高齢化も進展をしておりますが、現在の状況を見ますと、60歳以上の基幹的農業従事者109万人のうち、4割ぐらいが稲作で、規模も小さく、中山間に存在

しているというのが現状でございます。

18ページでございます。

一方で、個人経営が減少していく中で、法人経営が新しい農業者の受皿として農業を支えていくことが必要ということで、その経営数も増えておりますし、売上とか経営耕地面積に占める割合も、かなりの程度まで増えてきているという現状でございます。

農地の推移でございます。19ページでございますが、当然農業生産に一番大切なのは、人もそうですが、農地も大切でございます。農地は、昭和36年に比べると、約180万ヘクタールほど減少しているということでございます。最近の改廃の状況で見ると、年3万ヘクタール程度で推移をしているということでございます。

一方で、担い手への集積は、中間管理機構を創設した平成26年以降、10年間で10ポイント増加して、今60%まで来ているという状況でございます。

こうした中で、その地域の担い手を中心とした農業生産活動が行われるような取組を進めるために、今、地域計画の取組を進めているところでございます。この地域計画を核として、人と農地の確保、あるいは地域を支える共同利用施設の更新のための施策を講じていく必要があると考えております。

21ページ、御覧いただければと思います。

スマート農業につきましては、やはり人口が大きく減少する中で、少ない人数でも食料を安定的に供給できる体制というものを整備する上で、極めて重要な技術であるということでございます。そのための研究開発、あるいはそれを利用するサービス事業者の活動支援、何よりもそのスマート技術に適用した栽培方法の見直し、こういった取組を進めていく。特に中山間地域でのスマート農業の技術導入というのが大切になってくると考えております。

また、22ページになりますが、最近の気候変動あるいは生産性の向上のためには、省力化・多収化に資する新品種、高熱に強い新品種を育成する必要があるとございます。こういう取組を重ねることで、作物の品質・収量の維持・向上というのを図っていく必要があると考えております。

あと、基盤整備の関係でございます。基盤整備の関係につきましては、スマート農業に対応するような形で、大区画化・汎用化などの取組が一定程度推進をしてきているわけでございます。これに伴って作業効率も上がっているということでございますが、今後ともスマート技術の導入などに対応するための大区画化・汎用化、それに伴う通信基盤の整備なども行っていく必要があるという状況でございますし、一方で、24ページの表を御覧いただくと、標準耐用年数が超過している施設というのが相当な程度の割合で増えてきておりますので、人口減少下でもこういう農業用排水施設の機能が十全に発揮できるような計画的な更新、集約・再編などの取組が必要になってまいるところでございます。

動物・植物検疫につきまして、25ページでございますが、もうこれは、こういうものが蔓延すると農業に著しい被害を与えるため、大変でございますので、発生・蔓延防止に取り組む必要がございます。豚熱ですとかアフリカ豚熱、いろいろな問題がありますし、ウシカバの発生も問題になってございます。効果的な検疫体制の構築と水際措置の実施、あるいは飼養衛生管理の向上など、総合的に取り組む必要が生じております。

次に、環境のところに進ませていただきます。

27ページでございます。

環境と調和が取れた食品システムの効率に向けて、令和3年にみどり食料システム戦略を策定して、14のKPIを設定しております。こういった取組を推進するために、みどりの食料システム法を制定しているところでございます。こういうふうに一生懸命頑張っているところではございますが、一方で、やはり環境に配慮した農産物に対する消費者の意識を醸成して、消費者の選択をしやすいような環境を整えていくというのが課題になってまいっております。購入しない理由として、どれが環境に配慮した農産物か分からないと答えている方々も結構な数いらっしゃいますので、今後は、環境負荷低減の取組の見える化の品目の拡大ですとか、J-クレジットにおける農林水産分野での新たな方法論の策定などが課題になってまいるところでございます。

30ページ、農村の振興の部分でございます。

先ほど御説明したとおり、集落の総戸数が9戸以下になると、なかなかその集落活動というのは低下する可能性があります、そういうような集落の割合が増加しつつあるということでございます。

こうした中で、人口の減少と集落機能の低下に対応して、農村人口の維持と関係人口の増加というのを図っていく必要があるということでございます。そのためにも、地域資源をフル活用して付加価値の創出を図って、農山漁村における所得向上・雇用創出を図ることが大切になってまいります。これは農水省の力だけではできませんので、関係省庁との連携の中、民間のお力も借りながら、もう当然民間企業にも参画していただいて取り組んでいくことは大切だということでございます。

その中の地域資源を生かした取組とか地域との連携した取組の代表例として、農福とか農泊があるわけでございます。農泊につきましては、令和4年現在で611万人泊まで伸びてきております。令和7年度まで700万人泊を目指しているところでございますので、更にインバウンドの取組などもしっかりとやっていかないといけないと。農福につきましてもビジョンの目標を達成したところなので、1万2,000以上、農福に取り組む主体を増やすというのを新たに目標に設定して取り組んでいるところでございます。

33ページ、御覧いただければと思います。RMOの関係でございます。

やはり人口が減少する中で、地域コミュニティの維持を図るための組織と取組として、関係者が集まって農地の保全とか地域資源の活用あるいは生活支援を行うような、そういう枠組み、農村RMOを形成しようと取り組んでいるわけでございます。これも当然のことながら農水省の力だけではできませんので、総務省さん、厚労省さんを始めとする関係府省の制度を活用させていただいたり、あるいは地域おこし協力隊ですとか、あるいは生活支援コーディネーターなどの、ほかの省庁の皆様の人材活用制度なども活用させていただきながら進めているところでございます。

34ページでございます。

鳥獣被害でございます。これは、地方に行くと、もう一番のお悩みとして聞くとところでございます。鳥獣対策については、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理を3本の基本の柱として、県なども巻き込みながら、地域ぐるみでやっていくことが大切ということでございます。

また、ジビエの利用も増加しているというような状況でございます。

35ページ、御覧いただければと思います。日本型直接支払でございます。

日本型直接支払につきましては、2015年に多面法という法律ができて、地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援できる枠組みができてまいりました。これにつきましては令和7年度から次期対策がスタートすることになりますので、制度を見直しする必要が生じております。

このうち環境保全型農業直接支払につきましては、堆肥の施用とかカバークロープ、有機農業の取組などを支援しておりますが、現在その実施面積が8万ヘクタール程度にとどまっておりますので、こういう有機の取組面積の更なる拡大が図られるように見直しを行うとともに、令和9年度には、みどりの食料システム法に基づいて環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する、新たな直接支払に移行するような検討も進めていかなければいけないと考えているところでございます。

最後、37ページ。

中山間直接支払、多面支払等でございますが、まず、中山間直接支払の方は、協定面積、協定数とも減少傾向にあります。一方で、多面の方は取組面積は増加傾向にございます。多面の方も非農業者の参加率が近年は35%程度で推移をしております。多面、中山間については、効率的な農地保全とか集落機能を維持するための体制を、複数集落を巻き込んでどうやって作っていくのか、あるいは、多面機能については活動組織の広域化と、あと非農業者の参画の推進、こういったことが課題になっているところでございます。

私から、ちょっと駆け足で申し訳ありませんでしたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

それでは、ここから、新たな基本計画の策定に向けて、委員の皆様から一言ずつ御発言いただければと思います。今の事務局の御説明につきまして御質問等がございましたら、併せて御発言いただければと思います。なお、御発言につきましては、時間の都合上、誠に恐縮ですが、お一人様3分以内ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、赤松委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○赤松委員 お茶の水女子大学の赤松でございます。座って失礼いたします。

御説明ありがとうございました。まだ質問できるほどには、勉強不足ですので、今日は私の自己紹介と、これからこんなことに関わっていったらということをお話しさせていただけたらと思います。

私は今、お茶の水女子大学で、学部では生活科学部の食物栄養学科に所属して教育をしております。お茶の水女子大学の食物栄養学科は国家資格である管理栄養士の養成施設となっておりまして、私自身も管理栄養士の資格を持っております。したがって、食料システムでいいますと、消費者に結構近いところの研究や教育などを行っています。今回、食料システムを見据えてということですので、生産者と消費者を結ぶところで何かお手伝いができればと思っております。

私自身も大学の学部では栄養学を学びました。その後、食品会社、病院のクリニックなどで管理栄養士として勤務いたしまして、その後、人はどうしてこのような食行動を取るんだろうということに大変関心を持ちまして、修士課程では心理学の先生について行動学を勉強いたしました。その後、博士課程では公衆衛生学で学位を取りまして、博士は社会健康医学であります。したがって、行動学や社会学といった視点も私の強みではないかと思っております。

管理栄養士は、これまで何をどれだけ食べたら良いのかということを健康の側面だけで支援をしてきました。しかし、近年、持続可能な視点も取り入れる必要性が入ってきまして、私も、持続可能でかつ健康な食生活を消費・生活者の皆様に送っていただくにはどうしたらいいのかということをテーマに、研究や教育を行っています。

農林水産省のお仕事はこれ以外に、現在はニッポンフードシフトの委員や、中嶋先生と御一緒には食育活動表彰の方の委員もさせていただいております。農水省以外には厚労省の健康日本21や国民健康・栄養調査のお仕事に関わらせていただいたり、文部科学省では学校給食や、栄養教諭に関わるお仕事などもさせていただいております。この辺りで私の強みがお役に立てればと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 どうもありがとうございました。

続きまして、浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 浅井農園の浅井と申します。よろしくお願いいたします。

私は、三重県を拠点に、トマトを中心とする野菜とキウイフルーツ等の果物の農業法人の経営をしておりまして、今年から北海道に新たな生産拠点を、今建設をスタートしております、冬の三重県、冬以外の北海道というような形で産地リレーをして、1年を通して安定的に供給できるような、そういう法人を運営しております。会社としても、今500名のスタッフが一緒に働いてくれていて、組織的に企業的に、常に現場を科学する研究開発型の農業の法人を目指そうということで、みんなで力を合わせて、日々農業経営に取り組んでおります。

今回の新しい基本法が制定されて、初めての基本計画ということで、この基本計画の策定においては非常に重要な取組だということで、責任を感じながら、しっかりと発言をさせていただきたいと思っております、そういうところで私の現場の課題として思っていることは、やはり今、この日本の農業というのは、構造的にちょっとイノベーションが起こりにくい構造になっているんじゃないかと。それは、私の考えで言うと、農地と農業者の流動性が極めて低いところにあると。もう硬直化してしまっているんですね。特に農地においては、歴史上、最も農地に対するモチベーションの低い所有者が今農地を所有している状況にあると。やはり、イノベーションが現場からどんどん起こっていくような農業の現場にしていくためには、農地の流動性を高めることと農業者の流動性を高めること。それがうまくできれば。

この新基本法の数十年というのは人口減少の時代で、この時代においては慢性的な労働力不足と、そして賃金もどんどん上昇していくと思います。上昇していかなければいけない。そういう中で、私たちは生産者の立場として、いかにして生産性を高めていくのか。生産性を高めていくという意味は、いかに少ないインプットで最大のアウトプットをしていくか。インプットを少なくしていくという意味では、環境負荷を低減したインプットを心掛けていくし、アウトプットに関しては付加価値をどう高めていくのか。そこをこの基本計画の中にしっかりと盛り込まれるように、私は現場の意見としてしっかりと発言をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

続きまして、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 稲垣でございます。

所属は全国農業会議所でございます。市町村の農業委員会を全国段階で支援している組織です。もうこの職域に入って42年、こういう仕事をして、農地関係の仕事、それから、稲作経営者会議の担当や法人協会の立ち上げに関わったりして、あと、仕事柄、霞が関の皆さん、都道府県庁の皆さん、市町村役場の皆さん、そういう方と御一緒に仕事をさせてきていただきました。42年前に私がこの職場

に就職したとき、農地の利用権設定率は僅か3%でした。それが今、担い手に6割まで農地が集積されてきました。40年間掛かってここまで来たということでもあります。

仕事柄、今回の改正基本法を、現場で説明する機会が結構ございます。つかみで、「農業の憲法が改正されましたけど、わくわくしてますか」と、問い掛けるんですが、なかなか「そうです」って感じになりません。理念法の基本法が改正され、これからはそれを実体化するのがこの基本計画なので、現場なり関係者の方がわくわくできるといいますか、国民や消費者の方が安全・安心、農業者の方が自信・希望を持てるような基本計画の議論ができれば良いと思っております。

その際、やはり農業者、農地、それから所得、予算、この四つについて、キーワードは減らさない、増やす、そういう観点で取り組めたらいいのかなと思っております。

農業者については、認定農業者等、担い手をもうこれ以上減らさないために、経営継承をしっかりとったり、新規就農、新規参入対策をしっかりとっていく。また、農村であれば関係人口も含めて増やしていく。とにかく人を増やしていくという観点が大事かと思えます。

それから、農地は食料安全保障の観点で総量確保ということですが、農地を何とか減らさないというメッセージを出したり政策を示すことが大事であると思えます。

そして、それを支える所得と予算が増えていく、そういう仕組みなりメッセージが打ち出せることが大事なのではないか。そのような気持ちでこの審議に加わっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで御参加の井上委員にお願いしたいと思います。

○井上委員 ファーマンの井上です。山梨県北杜市で有機野菜の生産販売と、廃校活用や農業体験など農村RMO系の取組を行っております。

資料の御説明ありがとうございました。生産の現場で起きていることとお示しいただいた資料の内容については整合性が高いと、現場から実感をしております。

自然環境の変化が我々農業者に与える影響は直接的で、ある程度の予測がつくものと感じておりますが、人口減少や社会情勢、世界経済など、間接的とも言える要因さえも驚くべきスピードで地方や農業者へ影響を及ぼしていると感じています。

逆説的に捉えるのであれば、我々農業者、地方からも前向きな影響を生み出すことができるとも感じています。生産者や消費者、流通業者、行政など、それぞれの立場で物の見方は変わるとは思いますが、相互理解を深めることが重要なのではとも感じています。

課題解決に向けて、いかなる手法を用いて実践していくのか、本基本計画に向けて議論をさせてい

ただければと存じます。

発言は以上です。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、同じくオンラインで参加していただいている大津委員にお願いしたいと思います。

○大津委員 御説明ありがとうございます。熊本県南阿蘇村というところで、米の生産者として農業に従事しております。今、台風が刻々と近づいている中で、ネットワークが不安定にならないかと不安になりながら参加しております。

これまでも繰り返し申し上げてきたことなのですが、農業・農村の課題は複雑に連動しており、また、緊急を要するものばかりです。日本国民が今後も安心して暮らせるよう、農林水産省だけでなく他省庁との連携を、御説明の中でも強調していただいていたしましたが、これまで以上に密にして、課題解決に取り組んでいく必要があると認識しています。

これまでも、地球温暖化を含む環境の変化や、人口減少や国際紛争などの社会環境の変化が進んでいましたが、本計画の策定に取り掛かった今年は、その変化がこれまでとは別次元になっているように感じています。

農業現場では、暑過ぎて日中に仕事ができないという現象も起きており、私や家族も何度か熱中症になりかけました。また、法人化・大規模化が進んでいるという御報告もありましたが、国内の生産人口が著しく減少していく中で、早朝と夕方しか仕事ができなくなると、人手の確保が、賃金の面だけではなく、更に難しくなると予想されます。そうした状況を改善するために施設園芸等を主流としてしまうと、そちらももちろん大事なんですが、米、麦、大豆といった土地利用型の農業がより不利になってしまう上に、資材費や光熱費がかさんだり、また、地球温暖化に更に加担してしまったりという結果になってしまいます。

この台風にもおびえています、温暖化に伴う台風の大型化や線状降雨帯の発生、害虫やウイルスの活発化、獣害の深刻化と、本当にどれを取っても、私たち世代の農業者でさえこのまま続けていくのが不安になるほどで、そもそも高齢化が著しい農村地帯において、地域ぐるみの獣害対策とか地域振興対策というのはなかなか進んでいないのが現状で、また、今後急激に進む見通しも現段階では立ちません。

そのような中、食料危機は既に始まっています。食料の絶対量という点でもですが、農産物はあるのに買えないというのも食料危機だと認識しておりまして、円安により輸入が困難になっていたり、国際紛争による輸出の規制も起きていたり、また、アメリカの大統領選挙の結果によっては世界情勢が大きく変わる可能性があったりと、先行きが不安定であることに加え、浅井委員がおっしゃってい

たとおり、構造的にイノベーションが起きにくい状況にありますの。農業従事者は別に新しいものが好きでイノベーションを起こしたいわけではなく、今のままでは持続不可能だから何かを変えていかなければならないというのが現実です。

基本法の改定に伴う今回の基本計画は、この後、日本国民が飢えずに済むかどうか大きく影響する計画だと思っていますので、浅井委員さんのような大きな農業法人さんの意見に加え、現段階で農業従事者の大半を占める小中規模の家族経営農家、小中規模の農家として、井上委員同様、現場からの声を出していけたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

それでは、同じくオンラインで参加していただいている柗木議員、お願いいたします。

○柗木委員 北海道の十勝で酪農をやっております柗木と申します。

こちら、北海道といっているだけでも昨年の暑さの影響で、今年はそこまで暑くはなかったんですけども、今までとは違う状況で経営を続けていかなきゃいけないなというふうに思っています。北海道は結構自給飼料が、粗飼料が取れるからというふうに言われてはいますけれども、それでも農家さんによっては増頭していて、飼料が足りなくて購入せざるを得ないという農家さんもいる中で、今後どういうふうに続けていくのがいいのかというのを、自分たちの中でも先行きがちょっと不安定だなというふうに思っているし、やはり自然環境と情勢の中で結構振り回されているなというふうに個人的にも感じているので、そういった現場の声を伝えていけるように、その中で今後どうしていくかというのを皆さんで議論していただけるようになったらなというふうに思っています。

あとは、こうやって生産者、今、皆さんそれぞれ努力されていると思うんですけども、農業とか酪農とか、そういったものを将来の担い手の人たちが目指したいって思うような産業にしていかなければいけないというのが大きな課題になっていくと思うので、何かそういう意味で農家さんが潤うような、前向きな形になっていけたらいいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

それでは、会場で御参加いただいている小針委員、お願いいたします。

○小針委員 農林中金総合研究所の小針と申します。

弊社農林中金総合研究所では、食料安全保障を弊社の中長期・複数年の調査研究プロジェクトとして取り組んでおりまして、情報発信等も行っております。それらの知見がこの計画策定の中でも生かされれば良いと考えております。

具体的な中身のところで、最近、私どもが研究に取り組んでいる中で、考えていることを少し申し上げますと、まず、先ほどの基本法改正のポイントの5のところで、食料システムの位置づけが新た

にということがありましたけれども、日本社会がこれだけ高度化・複雑化して、食料の供給ルートも多様化している中で、この食料システムという新たな定義ができて、関係者が連携して取り組むということがまた改めて問題提起されているということは、大変重要だと思っています。

ただ一方で、今、私どもが調査の中で、サプライチェーン全体をつないで考えていこうという形で取り組んでいますけれども、そうするとやはり、総論賛成だけれども各論反対というのが実態として見えてくるところがありまして、ここは議論を積み重ねていくことで結節点を見つけていくということが大事だと思っています。その意味で、この企画部会の中でも議論を重ねられればと思っているところです。

2点目は、資料4の10ページ、11ページのところになりますが、食料安全保障に関連するものとして、農業資材の安定供給が新たに強調されているということがあるかと思います。

例えば10ページの肥料の部分に関しては、輸入原料の部分の安定調達というのものもあるんですけれども、肥料の窒素源として重要な硫酸アンモニウムは、日本でこれまで、例えばナイロン原料のカプロラクタムでしたりとか、あとは鉄鋼を生産する際の副産物として出てきたものが原料として供給をされていて、それが肥料の安定供給につながっていたかと思うんですけれども、日本の産業構造が変わって、これらの産業のありようが変わっていくと、その原料の供給の方にも影響を与えてくる。

また、飼料の方で見ますと、やはりこれまでの為替水準なりなんなりで比較的安価な形で海外から調達可能であったということが今の事業モデルの前提となっていると思うんですけれども、この先は、この安定の前提となっていくものが変わっていくということを前提に考えていかなければいけないというふうに思っております。その際に、例えば粗飼料を増やしていく、又は畜ふんを堆肥として活用する、国内資源を活用するということに関しては、耕畜連携とか循環型農業の推進ということが更に重要にはなっているということになります。この点は実際の日本の土地利用の在り方ですとか土地利用を規定する水田農業の在り方にも密接に関わっていきますので、そういう点とも結び付けていながら考えていくことが必要になると思っています。

3点目は、改正のポイント6にあった、計画の中身というよりは進め方としてのPDCAということになりますが、しっかりと計画を作った上できちんとPDCAを回して検証するということは重要だ思うんですけれども、この検証のためには、検証に確実なデータをちゃんと取っておくということが重要になると思います。そのためには、どのようなデータが必要なのかということも吟味する必要がありますし、そのために、統計を始めとするデータ環境の整備、政策インフラも重要になっていくと思いますので、そのようなことにも目を向けていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

続きまして、オンラインで参加いただいている齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 日本農業法人協会の齋藤でございます。

私の方は、山形県でお米、それから養豚の農場を経営しております。そして、もう一つが米の集荷・販売の方、会社をもう一つ持っているんですけども、今日の資料の説明、本当に客観的にうまく作り上げた資料だと思っております。ありがとうございます。

現場では、今の農業法人協会、ほとんどメインは政策提言ということで、各品目ごとの様々な問題を会員の皆さんが持ち寄って、それを政策提言という形で取りまとめ、農林水産省様に要望を出しているというのが今の現状でございます。

我々の協会の2,100社なんですけれども、約8,000億の売上げですから、ほぼ10%弱の農産物の売上げをたたき出している、結構規模の大きい法人の皆様が加入しております。その中の問題点というのは、やはり中小の農家の皆様とほとんど同じような状況、今後の生産拡大・維持について不安な点がピンポイントで散見されるものですから、そちらの方を是非この基本計画策定の中で盛り込んでいただければと思います。

今今の問題点は政策提言でお話しさせていただいているんですけども、中長期的な問題、例えば今、お米が物すごく、価格がフィーバーしております。これはもう一時的な問題だろうと思うんですけども、本当にこれでいいのか。来年の今、今年の大暴騰は来年の暴落につながりますので、本当に心配しております。これは、お米は年に1回の収穫で、一度農業者として売ればそれで終わりなんですけれども、その後、1年かけて流通業者が丁寧に消費者の皆様にお届けするという商材でございますので、この間暴落があれば、また大変な不安定になるんだろうと思います。

そんなこととか、例えば農協のカントリーエレベーターです。もう本当に、10年もたてばほとんどのカントリーエレベーターが老朽化で使用不可能になるという時代を迎えている中で、更新すらできない状況です。新しいカントリーを建設しようとする、コストが1俵当たり約3,000円ぐらいかかるというデータがありますので、その辺もしっかり検証しながら、どういう乾燥・調製の姿を作り上げていくのかを検討しないと、10年ぐらいで国内での米ですら100%自給は望めないという、そんなことになるかと思います。これは本当に全国的な問題ですので、我々大規模な法人も自分で乾燥・調製施設持っていますけれども、そちらの方で全てできるわけではございませんので、新たなテーマとして中長期的に検討される時代に入ったのではないかと。

こんなことが農業現場でいっぱいあるんです。そういうことを気付きましたら、この委員会の中でも発言させていただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

続きまして、オンラインで御参加の高槻委員、お願いいたします。

○高槻委員 株式会社インスパイアの高槻亮輔でございます。

僕の会社はイノベーションを具現化するということで、当社との資本業務提携をベースに様々な企業の方々と御一緒に活動しておるんですけれども、この10年ぐらいは、消費市場としてのASEAN諸国の成長というところに注目をいたしまして、日本の企業の方々と一緒にASEANでの事業開発というのに取り組んでまいりました。

その中で食ということになってまいりますと、ASEAN諸国のうちの人口の約半分がイスラム教徒でありますので、イスラム教徒向けの対応も含めた形を取ってまいりまして、その中でファンドというものを率先してやってきたわけですけれども、その流れを強化していこう、食の輸出を拡大したいという話の中で、農林水産省の管轄する法律の中で投資円滑化法という法律、これが改正されまして、改正投資円滑化法の下でインスパイア相利共生ファンドというファンドを2022年に組成し、目下、このファンドを通じた事業開発を様々な企業の方々と一緒にやっております。食がテーマで、主に。

今日は基本法改正の中のポイントを大變的確にまとめた資料を御用意いただきまして、その資料そのものには質問はないんですけれども、振り返りますと、基本法改正の中のやり取りの一つのポイントとしては、需要に応じた生産ということが重要であるという話がありました。その中で、需要というのが国内の内需と海外の外需というところで違いがあるという議論をさせていただき、食の輸出を拡大していくためには外需に即した生産をするということが重要だという話を申し上げました。

加えて、食というものは鮮度も重要でありますし、保管の技術も重要でありますので、食そのものも重要なんですけれども、周りのフードバリューチェーン全体を強化するということが今後の食の輸出の拡大には重要だという話をさせていただき、それに向けての様々な協議をいただいている状況と理解しております。

今日、改めて基本法改正のポイントの説明を伺った中で一つ思ったのは、食料・農業・農村基本法であり、その基本計画ですので、基本的には農業そして畜産業がメインになるとは思うんですけれども、食料というテーマもありますので、我が国の地理的なポジションを考えますと、大変広大な海洋資源に恵まれておりますし、あるいは内陸部にも湖・河川等もございます。つまり、水産業も重要な食の源になっているわけでありまして、可能な範囲で、この基本計画の見直しの中でも、食料全体に含まれる水産業の部分にも目を向けて議論ができればいいかと思ひますし、先ほど申し上げた外需という観点でも日本の水産物に対する需要というものも明確にありますので、その辺りも踏まえたディスカッションをさせていただければと思う次第でございます。

以上です。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、会場で御参加の竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 皆様、初めまして。私、九州佐賀県から参りました竹下製菓の竹下真由と申します。本日はよろしくお願いいたします。

竹下製菓は、九州佐賀県を拠点として、アイスクリーム・菓子の製造販売を行っている会社です。特にアイスクリームが主力ということで、国産の乳原料だったり輸入の乳原料だったりを中心に使わせていただいておりますし、弊社の商品はバニラアイスの周りにチョコレートが付いて、クッキーランチも周りに付いているんですけども、そのクッキーを焼く際には小麦粉・砂糖を大量に使用して製造をしておりますので、やはり農業生産物とは切っても切れない関係性にあるかなというところは自認しております。

そういった中で、我々、九州佐賀県を拠点にしております。そして、関東地区ではまだまだ知られていない、あまり流通がされていないということもあって、九州の自治体さんだったりとか生産農家さん、多種多様なブランドの生産品をお持ちですので、そちらの商品をPRしたいということで、これでアイスクリームを作ってください、コラボさせてくださいというようなお話を頂くことが多々ございます。大変有り難いと思いますし、我々としても、ほとんどの野菜だったり果物だったり、商品にするということ是可以するんですけども、問題は、そのブランドを一次加工して工場でアイスクリーム・菓子にできる、その加工ができるところがほとんどないということです。現状、加工ができるのは、かなり大量な、何トンというようなものというようなこともありますし、そうなってくると、既存の地域発のブランドではそれだけの量が用意できないと。そういった課題もあって、結局実現しないということが多々ございます。

それには、県をまたいでブランドが流通しているわけではないという事情も一つあるのかなと思いますが、生鮮食品を第一優先、生として食べることを優先して作られている現状の農産物、それがゆえに、加工品に回るのは多分B級品以下、生では食べられないからというものが回ってくるんですけども、多分生産者さんたちも生で食べられるものを当然優先して出荷されるので、周りの支援する方々、自治体の方々がブランドをPRしたいから加工品にもしたいんですと言っても、現場の方々には何でB級品を作らなきゃいけないんだという声も根強くあるのかなというのが私の実感するところでありまして、非常にもったいないな、チャンスロスになっているなという気もしております。

当然、牽引していく一級品、見た目が美しいだったり、とてもおいしいもの、それをハイブランドとして打ち出していくというのは必要なことじゃないかと思うんですけども、裾野を支える加工品、

そちらを割り切って製造していく姿勢というのも食料システム全体を作り上げていく上では重要な視点じゃないかなと思っておりまして、そこをある程度緩急付けて作ることで、生産者さんも年間を通じて安定した収入が得られるようになるんじゃないかなと思いますし、我々としても、やはり輸入原料だけじゃなくて、国産の原料を使った商品をもっと市場に打ち出していけるんじゃないかなという気がしております。

スーパーマーケットの生鮮食品の売場には何々県産という国産の野菜・果物が多いのに、工場に入ってくる野菜・果物というのはほぼ輸入原料です。佐賀県も非常に生産が盛んな果物だったりあるんですけれども、どうして佐賀県にある工場にはその果汁が使えないんだろうと、すごいジレンマでした。なので、もう少し中小規模の農家さんでも使えるような加工場、我々中小企業メーカーでも使えるような加工場があれば、もっと日本全体でそういった地域ブランドの加工品というものは増やせるんじゃないかなと思っていますし、農業、食料システム全体としての円滑な流れというのも生まれていくんじゃないかなと思いますので、その辺りが今後整備できるように、私も勝手ながら自分の思うところを、皆さんと意見を交えて学んでいけたらな、そして、今回の施策にも提言が出せたらなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで御参加の田島委員、お願いいたします。

○田島委員 田島でございます。

現在、台風10号が九州を北上中でございますけれども、有明海に面したところが私の町でございます。そこで町長をやっているところでございます。

干拓でできた新しい土地でございます。そういうことで、圃場整備等の済んだ水田や共同利用施設を活用して、米、麦、大豆にタマネギやレンコンなどの露地野菜、アスパラガスやイチゴなどの施設野菜を組み合わせた、生産性の高い農業を展開しているところでございます。地域内需要をはるかに超える農産物を生産し、佐賀県内はもとより、首都圏など大消費地にも届けており、その結果、佐賀県の食料自給率は西日本一だと言われております。全国有数の食料供給基地として、我が国の食料自給率に大きく貢献していると認識をいたしております。

ところで、今日、人口減少や高齢化による担い手の減少、地球温暖化による気候変動、不安定な国際情勢に伴う生産資材価格の高騰など、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しております。農業は我が国の根幹をなす極めて重要な産業でございまして、農村は先人たちが築き上げてきた大切な財産として次の世代につないでいくものだとして認識をいたしております。そのため、先ほど説明・提案いただきました我が国の食料安全保障をめぐる情勢であるとか、また、基本法の改正ポイントの中でま

とめられていると思います。

私といたしましても、水利施設など生産の基盤となる農業インフラの適正な保全・管理、共同利用施設の再編・整備による安定的な食料供給体制の構築、農業の担い手の確保・育成対策の安定・強化、燃料や飼料などの生産資材の価格高騰に対する支援策の充実・強化などなど、取組を総合的に進めていくことが必要であろうかというふうに思います。特に今回の改正においては、食料安全保障の観点から、食料価格に対して持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されなければならないことが規定されたことは高く評価するところでございます。今後、合理的な価格形成の実効的な取組が講じられることを期待いたしております。

これから策定される食料・農業・農村基本計画と、そこに位置づけられる国の施策や事業がより良いものとなるよう、地域特性や気象変動を踏まえながら、農業の現場からの意見を縷々申し上げてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。それでは、会場で御参加の内藤委員にお願いしたいと思います。

○内藤委員 初めまして、株式会社日本農業の内藤と申します。

我々は2016年に創業したベンチャー企業でして、やっていることとしては、生産、選果、販売、一気通貫で、主に輸出を行っています。主な品目はリンゴでして、生産でいうと55ヘクタール、選果・輸出でいうと、選果でいうと1万トン、輸出でいうとその半分ぐらいなので、4,300トンぐらいを輸出しています。3年前ぐらいからリンゴ以外にも、ブドウ、キウイ、サツマイモ、桃、梨等を、輸出用の生産から選果、輸出、バリューチェーン、一気通貫で行っています。

本日の内容に関して言いますと、我々は輸出をやっているので特に輸出の観点で言いますと、基本的に農地を集約化して、高生産性のやり方をやって輸出するというような内容は正しいと思うものの、最大かつ唯一の大きな懸念としては、そのスピードですね。ビジネスの世界では、やはり正しいことを正しいスピードでやって正しいと思うので、正しいことを正しくないスピードでやってしまうと、それは正しくないと思っています。

これは何を言いたいかというと、輸出において、これまでの先人だとか皆さんの努力の結果もあって、明確に需要は開拓できています。リンゴの輸出も安定的に伸びながら、去年は4万トンを突破して、日本全体で70万トンほどの生産量の品目なので、物すごい大きなインパクトですね。我々は実際に輸出をしながら、この4万トンというのはもっともっと伸びるというふうに思っています。東南アジアもまだまだ開拓できますし、なので需要が伸びるというのは物すごいチャンスですね。

一方で、この需要の伸びに対して産地がどうなっているかというと、耕作面積は、まだ毎年200ヘク

タールの単位で減っていつています。要は、せっかく需要が伸びているけれども供給が追いついていないというような状況で、これを解決する方法として集約化しましょう、更に生産性の高いやり方をやりましょうというような、その方策は正しいと思うんですが、毎年200ヘクタールなくなっていくが需要は伸びているというような、ここの数字感に対して正しい打ち手というものを正しいスピードで落とせないと、結局、10ヘクタール、20ヘクタール集約して高生産性やったところで、スピード感と規模感が合っていないなというような、そういう課題感ですね。これは政策だけではなくて、我々実業をやっている者が、産地で大きな課題感を持ちながら、スピード感持ってやっていかなければいけないと思っています。

一方で、我々はやはり8年やっていて、すごいそういう危機感を持っているんですが、これはいい危機感だなと思っていて、結局、何の解も未来もないものではなくて、明確に需要がつかみ取れそうになっていて、ただし、その需要をつかみ取るだけの供給体制がなかなかついてこない。そういったチャンスは、スピードをゆっくりしていると、待ってくれない。やはり中国、アメリカ、ニュージーランド、これらの国はとにかく速いです。この品目、この品質、この価格がいいというふうになったら、踏むときのスピードも踏むときの規模も大きいので、我々の考えとしては、今回の計画において、正しいスピードでみんなでチャンスをつかみ取って、日本の農業が伸びていけるような、そういう時間軸も含み込んだ、いい計画にしていければいいなというふうに思っています。

これからよろしくお願いします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

続きまして、西村委員、お願いいたします。

○西村委員 初めまして。今回から委員をさせていただくことになりました東京大学の西村と申します。よろしくお願いいたします。

私自身は、農学の中で農地の土壌そのものだったり、若しくは農地における水や化学物質の振る舞いを対象にした、かなりテクニカルな研究をずっとやってきました。今後ともよろしくお願いいたします。

コメントについてですが、少し私の専門とはずれるんですけれども、人というところについて一つコメントをさせていただきたいと思います。

この改正のポイントのところで、人口減少下においてどうするとか、コミュニティを維持するといった枠組みはとても大事なことで、これを今後とも充実させていく必要があるというのは全く思うところなんですけれども、一方で、農業技術開発の場合は一点突破できることもあります、農業のシステム自体は非常に複雑で、なかなか一点突破はできないと思います。先ほど御説明いただいたスラ

イドの中でも、人に関する話でいうと、多分半ば、中盤の地域計画の話だったり、後半に出てきた集落機能の維持だったり、農村RMOだったり、あと直接支払も、それを担う体制を作らなきゃいけないというところでは、人のことが非常に大事になります。

大学の教員をやっていると、そういう事業を見せていただくことや、採用の関係で県の方と話をすることもあるんですけども、こういうことをやるための人が全く不足していると。大学においても、こういうスキルを持った人たちを作ってきた学科やコースが、近年減りつつあると。県においては、だからもう、こういったことをやるための専門性を持った人を採用するのにも四苦八苦をしているというところも少なくありません。

掲げているものも非常に大事ですし、やらなきゃいけないんですが、ちゃんとした枠組みを作っても、それを実現させるための人が今やはり足りないのかなと。ここは、農業関係なので、教育のところまで踏み込んでいいのかどうかということにはいろいろ議論はあるかもしれませんが、どんなにいい枠組みを作っても人がいなければこれは実現しないということで、人づくり、若しくは、大学の教育まで踏み込んではいけないのかかもしれませんが、教育とか人づくりというところをどうするのかということをやはり考えながら、今後の基本法の議論をしていく必要があるのかなというふうに思いました。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 どうもありがとうございました。

続きまして、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。弁護士の林いづみと申します。日弁連から2005年に創設された弁護士知財ネットの理事長をしております。

改正基本法では初めて知的財産の活用が明記されまして、また、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律が成立して、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針も策定されるところと承知しております。基本方針に記載された、例えば国内の出荷規格の簡素化は是非進めるべきだと思っておりますが、本日は肝と思う点に絞ってコメントさせていただきます。

基本方針では特に、20年後には農業人口が4分の1の30万人となることが明記されており、スマート農業の導入が必要であること、そして、スマート農業の実証実験によれば、本日の資料4の23ページに記載されたスマート農業に対応した基盤整備、具体的には農地の大区画化、圃場の畝間の拡大、均平化、合筆、枕地の確保が必要であることや、24ページに記載の農業用排水施設の保全管理などが必須であることが判明しております。したがって、これらを実現するには、資料4の20ページに記載

された地域計画の策定の合意形成、これは当面令和7年3月までとされていますが、この合意形成をいかに促進するかが肝要であると思います。先ほど内藤委員からも正しいスピードが重要だという御指摘がありましたが、そのとおりだと思っております。

いろいろなお立場からのお知恵をこの点について頂くべきと思っておりますが、私は事業戦略の実務に携わってきた弁護士の立場から、合意形成を促進するためには議論の材料として具体的な素案を示していくことが有用ではないかという観点で、本日3点申し上げたいと思います。

1点目は、地域計画は、先ほど申し上げた農地の大区画化、圃場の畝間の拡大、均平化、合筆、枕地の確保などの具体的な目的のために必要であるという認識を共有し、さらに、資料4の31ページにあります地域資源活用価値創出といった観点も踏まえて、それぞれの土地における具体的な土地活用プラン、今は、農地マップなどもございますので、土地活用プランを示すこと。

2点目は、農地の所有と経営の法律的な形態についての素案を示すこと。法律的な形態としては、株式会社だけではなく、数家族が集まった合同会社の形態もあり、それぞれの地域でどういう形態が適しているかを具体的にお示しすることが合意形成上有効ではないかと思います。今年3月に弁護士知財ネットで宮城県亘理町のあらはま海苔合同会社を訪問して教えていただきましたが、2011年の東日本大震災から13年たった今でも津波被害のPTSDが皆様の中に残る中でも、生き残りを賭けて4家族で合同会社を創立し、養殖技術のノウハウを磨き、新規設備や船舶を導入して、高品質ののりを養殖していっていただきました。私、個人的には、日本は人口は減ってもイノベーションを活用して幸福度の高い国家にしていくべきだと考えているんですけども、亘理町の皆様の取組には頭が下がる思いでございました。

3点目は、さらに、合意形成の阻害要因としては将来不安があると思います。不安軽減のためには、事業継承の在り方など、継続的な相談体制が必要だと思います。

この2点目、3点目については、日弁連や弁護士知財ネットでも、全国の各地の弁護士が御支援申し上げていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございました。

続きまして、オンラインで御参加の二村委員にお願いしたいと思います。

○二村委員 ありがとうございます。日本生協連の二村と申します。

基本法の検証部会にも関わらせていただき大変勉強になりました。今回の基本計画の議論もしっかり参加していければと思います。

本日、検討に向けて現時点で考えていることを、幾つか申し上げたいと思います。

一つは、やはり人口減ですとか高齢化、それから過疎化という問題が、想定されているよりも急速

に進んでいるということに注目すべきだと思います。この問題はやはり担い手の問題ですとか農村の課題にとっても大きな影響を与えていると思います。そういう意味では、これらの課題への対処が手遅れにならないように、政策の有効性をしっかりと見極めて対応していく必要があると思います。またあわせて、これらの課題はサプライチェーン上の様々な課題にも大きく影響してくると思います。是非、計画の検討の中で、食品産業ですとか流通・物流などの領域について、インプットを頂けるような機会があるといいのではないかと考えております。

それから次に、最近の米をめぐる問題を見ていて、コミュニケーションとか情報発信の在り方というのは本当に重要だと思っております。今回、食料供給困難事態対策法ができたわけですが、これを具体的に運用していく上でも情報の収集と発信というのは本当に大きなポイントだと思います。そういう点から、コミュニケーションとか情報というところに焦点を当てるような検討や、あるいは課題というのが立てられても良いのではないかと考えております。

それから三つ目に、環境対策について様々な取組やその支援策がありますが、この問題を農業の問題あるいは農業と食料の問題だけに、その関係だけに閉じてしまうと、ちょっと難しいのではないかと感じる場合があります。社会全体の温室効果ガスの削減の施策ですとか動向というものとリンクをしていく必要があると思います。具体的には、クレジットや証書などの制度的な議論も必要なのではないかと思っています。ほかのところでは、国土の問題ですとか、あるいは社会福祉の問題など、地方の政策と一緒に取り組むという課題があったと思いますので、この部分についても農林水産省の中だけに閉じないような検討が必要だと思っております。

それから、最後に、大変細かいことなんですけれども、フードバンクの話題が出ておりました。私たちがフードバンクととても関わりが多いので、細かい点ですけれども申し上げます。通常の経済活動とは異なる提供の中で、提供者の責任の問題というのはやはり大きくて、ここの部分について整理が可能であればと思うことと、それから、こういった機能を安定運営していくためには、それぞれ個々のフードバンクだけではなくて、中間支援の機能というのが非常に重要なので、その部分については何らか課題化できるとより良いのでは、と思っております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 どうもありがとうございました。

続きまして、会場で御参加の堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 堀切でございます。よろしくお願いします。

私は、食品産業の全国横断的な組織としての食品産業センターの会長を仰せつかっておりますので、その立場から発言をさせていただきます。

基本法については、令和4年10月の本議会の検証部会の立ち上げから、また、本年5月の改正案可決成立まで、関係各位の皆様の御尽力に、まずもって敬意を表したいなと思います。

同基本法では、もう何人かの委員からお話ありましたが、農業生産だけではなく食料の生産から消費に至る一連の流れを食料システムとして新たに定義づけるとともに、食料の価格形成に当たり、食料システム関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、必要な施策を講ずるべきと規定されるなど、画期的な内容を含んでいると私は思います。

今後、国民に対し食料を安定的に供給するためには、食料システムの重要な担い手である食品産業の維持・発展に向けて、環境や人権に配慮した原材料の調達、あるいは栄養や健康に配慮した食品の供給、新技術を活用した新たな需要開拓やAI・ロボットの活用による生産性の向上、あるいは物流の効率化等々、取り組んでいくことがいろいろたくさんあるわけでございます。

また、先ほどもちょっとお話ありましたが、地方の食品産業の持続性を高めるため、事業承継の円滑化や企業の育成を図ることも求められているのではないかと思います。

さらに、最近の地政学的リスクや、あるいは為替等によるコスト上昇など、食料をめぐる環境変化はサプライチェーンの持続可能性にも関わる大きな問題となっておりまして。特定の段階に負荷が発生するものではなく、農業生産から食品製造、流通、外食を含めた各分野における合理的な費用を反映した価格で商品を提供・販売できなければ、産業そのものがいずれ消滅してしまうということが懸念されるわけでありまして。

今後、基本計画が検討されることとなりますが、農林水産省に設けられた食品産業の持続的発展に向けた検討会、あるいは適正な価格形成に関する協議会で進められている議論を深化させ、食品産業・食料システムの持続性確保のための総合的な支援が具体化されますよう、強く要望いたします。よろしくお願いします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、会場で御参加の水戸部委員、お願いいたします。

○水戸部委員 北海道庁の農政部長の水戸部でございます。今回、北海道から、また行政の立場から、こうした議論に臨時委員として参加をさせていただきますことを、感謝を申し上げます。

御承知のとおり北海道は、国の様々な施策を活用させていただきながら、大規模で専門的な担い手を中心に、例えば全国の4分の1の農地、114万ヘクタールになりますが、これを耕作してございます。また、担い手は、その約8割が主に農業で生計を立てている主業農家で、そこに9割以上の農地が集積をされております。1戸当たりの経営規模で申し上げますと、府県と比較して恐縮でございますが、約14倍の34ヘクタール。これは、よく比較されますけれども、東京ドーム7個分ということで、大変

規模の大きい経営をしております。また、生産額は1兆3,000億円ということで、全国の約15%を占めるといった、こうした圧倒的な規模と構造の下で生産をし、これが日本の食料供給地域を自負するゆえんでございます。

この度の基本法の改正におきましては、先ほど御説明がございましたとおり、食料の安全保障の強化などが掲げられたことで、ますます北海道に対する期待と、また、その責任の重さを認識しているところでございます。

ただ一方で、北海道もいいことばかりではなく、人口減少を背景に、今、労働力不足、これは避けられない状況でございますし、また、府県を上回るスピードで集落数が減少するなど、加えて、最近の気象変動の影響も大きく受けるようになり、大きな危機感を抱いているところでございます。

こうした危機感の払拭に向けて、先般、北海道の農業団体を始め経済団体、そして消費者など、オール北海道で坂本大臣に要請に伺いました。その際、大臣には、北海道の食料供給地域としての位置づけに対し御理解を頂いたところでございますが、北海道としてしっかりとその期待に応えるべく、生産力と輸出を含めた競争力の強化に取り組みながら対応していきたいなと思ってございます。

これからの議論の中では、先ほどもいろいろお話がありましたけれども、全国様々な地域や営農形態がございます。それぞれの農業・農村の景色が違うわけでございますが、私からは北海道の実情などもお話しさせていただきながら、企画部会の一員として、基本法が目指す姿の実現に向けて、この基本計画がその道筋を示すことができるように、これからの議論に参加をさせていただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○中嶋会長代理　ありがとうございました。

続きまして、オンラインで御参加の宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員　日本テレビの報道局の宮島香澄と申します。よろしくお願いいたします。

私は、財政やエネルギー、地方問題と、比較的広めにカバーをしておりまして、そんな中で農業政策を見ております。

それで、今回資料の中にも、向かっていく方向性に関しましては、需要に応じた生産や合理的な価格形成、あるいは食料システムというところで、非常に重要なポイントが出てきていると思います。その方向に向かっていく中で、やはり私も一番気になっているのはスピード感と、きちんと次の世代につなげていけるのかというところです。

特にここの会議に参加されている委員の方々はもちろん非常にその問題意識を同じようにお持ちだと思っておりますけれども、物すごくやっているところと、その意識になかなかついていけない地域の差が大きいと思っておりまして、それぞれの地域でしっかりと次の世代につなげる計画を立て

て、そこに具体策を打っていくということが非常に大事かと思います。

特にちゃんと次の世代のことを考えるのはとても大事だと思っておりますのは、今の人口減のスピードは当初の予想をはるかに超えていて、いろんな意味でスピードを上げないと間に合わなくなります。農業に携わる若い人ということだけではなくて、今、日本の財政は相当程度を次の若い人に頼る形で予算を組んでいますので、ちゃんと次の世代に続くこと、次の世代にもいいことがあるよっていうことを示さないと、今だけをしのぐための施策には、なかなか若い人の理解は得られないのではないかと思います。

その上でも、しっかりとそれぞれの地域で、関係の方々やいろいろな業種を超えて連携をして、どうしていくかということの計画を作って、そこで実行をしていくところにしっかりと手当てをしていく。そうでないと、なかなか若い人あるいは一般の国民の理解は得られないと思うので、みんながついていけるような具体策も含めて、基本計画では話し合っていければと思っております。

よろしくお願いします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

同じくオンラインで御参加の山波委員、お願いいたします。

○山波委員 山波と申します。よろしくお願いします。

私、新潟県で土地利用型農業、米作りを中心として農業事業を行っております有限会社山波農場の代表を務めさせていただいております。

私も生産者という立場で、本日、委員として出席させていただいておりますので、多くの今までの皆さんの御意見というのは本当にそのとおりで思っているんですが、その多くの皆さんの御意見とちょっとかぶるところもあるかもしれませんが、1点だけ私から、今回の基本法改正を受けた後の基本計画、実際にどういうふうにしていくのかというところで、是非とも委員の皆さんで御議論いただきたいところが、先ほどから委員の皆様で、数名の方からスピード感というお話を頂いております。私どもも実際に事業をしていく上でスピード感というのは大事ななというふうに非常に感じておりますが、今、土地利用型農業で、地方で農地をたくさん借り入れたり所有したりしていて、最大の問題点は何かといいますと、農地を集積・集約しなければいけないというのはもう皆さんの中で全員一致で御承知だと思うんですが、その後に何をしたいかという、コストを下げるために、この人口減少、そして農業に携わる方が少なくなっていく中で、より効率良くその農地を活用していく上で、農地の整備が必要だと、未来型の整備が必要だということが、皆さん、合意形成が取れていると思います。

ただ、そこで最大の問題点が出てくるんですけれども、農地を所有されている方々がたくさんおら

れることと、そして農業から離れた方がたくさん、もう離農された方々がたくさんおられて、その多くの方がこの地域にいないくて、都会の方に行かれたとか、そうやっていろんな地域に分散している中で、なかなか関わらない方が多くなると、じゃあ、ここの圃場をきれいに未来型に整備をして、ICT、AI、自動化が使えるような整備をして、そして効率良く農業をしていけるようにしていこうという合意形成までが非常に時間が掛かる。これがもう今、土地利用型農業の最大のネックでして、答えは分かっているのに、そこに届くまでに非常に時間が掛かるということで、是非とも今回、参考資料2の26ページ、最後のところで、政策の進め方というところで、上段の方に土地改良の在り方ということがここにも明記されておりますけれども、是非この基本計画を皆さんも議論して、企画部会員の皆さん、御尽力いただきますけれども、そちらの方で議論していく中で、この土地改良・圃場整備を行っていく上で、今決めて、今から話を出していっても、決まるまでに数年掛かるし、そこから工事が始まると、10年、15年というスパンでしかその未来図は描けないという。そういう大きな壁に当たっている事実を是非とも皆さんで御議論いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、会場で御参加の山野委員、お願いいたします。

○山野委員 JA全中の山野でございます。よろしくお願いいたします。

25年ぶりの食料・農業・農村基本法の改正については、昨今の食と農を取り巻くリスクの高まりを踏まえ、食料安全保障の確保を第1条の目的に位置づけていただきました。また、適正な価格形成に向けた費用の考慮や生産資材の高騰への影響緩和の必要性、多様な農業者の位置づけなど、関係者の御尽力により現場実態を踏まえた改正となったと考えております。

次期基本計画においては、これらの改正内容を踏まえ、実効性のある施策を具体化することが重要であります。特に食料自給率の向上、その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標や生産努力目標については、その達成に向けた着実な実践と、施策の不断の検証、見直しを行うことを見据えて、意欲的かつ適切な目標を設定する必要があります。

改正基本法の理念を踏まえ、厳しい実態にある農業者が将来にわたり展望を持って営農に取り組める基本計画となるよう、関係者の皆様としっかりと議論してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の友實委員、御発言いただけますでしょうか。

○友實委員 どうも、岡山県の赤磐市長の友實と申します。

今日は赤磐市議会開会中で、出たり入ったりで大変申し訳ございません。また、赤磐市の農業について、これまでの取組などを踏まえて、この委員会で様々お話しできたらと思っています。

赤磐市では、実は私が就任して間もない頃、10年たつんですけれども、この10年間で農業に対して三つの柱を立てて推進してきました。

一つは、やはり就農者の減少というところから、大規模農家、企業経営でやられている方、また何家族かで共同で行っている方、こういう方々をきちんと育成していこうということが一つの柱です。そのためにも、赤磐市内の農地の圃場整備をしっかりとやって、安全かつ効率の高い農地を作っていこうということを行っています。

それからまた同じように、園芸野菜あるいは果樹の生産地を大規模化あるいは集約化、これも事業に着手して、たくさんの桃の生産団地、これが苗木を植えて実が付くのを待つという状況が、今、赤磐で起こっております。

そして、最後のもう1本の柱、これは兼業農家を育成しようということでございます。親から譲り受けた農地を守っていただくということで、後継ぎの方に中小規模の農地を守ってもらおうということを考えます。実は私もその一人でありまして、親から譲り受けた水稻の田、あるいは桃・ブドウの畑、これを幾ばくか自分で栽培しています。それができるのは、やはり忙しいですけれども、職場が近くにあるということがとても有効です。この経験から、赤磐市内に勤め先をたくさん作るために企業誘致、これを行いながら兼業農家を育成していこうということで、赤磐市の農業政策、10年間歩んできておりました。

今回の審議会のメインとなっております基本法のコンテンツの中にも、これが意識されている部分がたくさん見受けられます。その経験を基に、これから将来の日本の食料を支える農業をしっかりと構築するために一役買っていきたい、そう思っております。皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは最後に、大変お待たせいたしました、オンラインで御参加の大橋会長に御発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○大橋会長 どうもありがとうございます。発言の機会、ありがとうございます。

東京大学の大橋と申します。公共政策や経済学を専門としている者です。

コメント申し上げますが、まず、今回は新たな基本法の下での初の基本計画の策定となりますので、これまでの策定プロセスにこだわらず、必要に応じて新たな議論の立て付けも取り入れながら進めら

れるのが良いのかなというふうに思っています。

細々した点も含めて4点ほど申し上げますが、まず、示していただいたスケジュールなんです、これは品目ごとの立て付けを例として示されていると認識しています。他方で、この5年間でも横断的な課題等もますます重要になってきているなと思っています。ちょっと思うだけでも気候変動の取組であるとかデジタル化・スマート化への取組、あるいは経営力の向上とか、あるいはグローバル市場での競争力の強化、そうした論点を明示的に設けながら、横断的に食料・農業・農村の課題を統合的な観点から議論できるテーマ立ても検討していただければいいのかなというふうに思っています。

二つ目は、同様の論点で、もう少し細かい話になりますが、今回の文書の中にDXという言葉があまり前面には出てきていないなというふうには思っているんですけども、スマート化を進めていく上での前提として、DX化というのはしっかり支えていくことっていうのは大切だと思っています。GXと併せてDXも論点に据えながら、ベンチャーやイノベーションの取組を促す議論は大変重要ではないかなと思っています。

あと、3点目ですが、これまでの基本計画では計画の附属文書という形で、農地面積の見通しとか、あるいは農業経営等の展望、あるいは農業構造の展望とか、そうした附属文書が作成されてきたと思っています。今回、そうした附属文書という形ではなくて、基本計画の中にしっかり溶け込ませて埋め込むことで、農業を全体的な観点から議論する視点を基本計画の中に持てないのかなというふうに思っています。

最後ですけれども、改正のポイントの最後の点として検証という観点を頂きました。過去の学びを踏まえながら、基本計画をより良いものにしていくためにも重要な視点だと思っています。検証というと、PDCAという中でもC、チェックですかね。Cと思われるところなんです、講ずべき施策を現状に合わせて良くしていくという観点では、A、アクションをどうしていくのか、つまり、検証を踏まえて計画をどうより良いものにしていくかっていうのが実は重要なかなと思っています。そういう意味で、ここにある検証っていうのはAのためのCであるという点で、単にマルとかバツとかというのにとどまらない検証をしていただければというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋会長代理 どうもありがとうございました。

大変様々な御意見を頂いたところであります。お時間が限られていると思うんですが、農林水産省からコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○総括審議官 委員の皆様方から大変貴重な意見を頂きまして、本当にありがとうございました。各委員の皆様からの意見をしっかり整理して、次回以降の検討に進めさせていただきたいと思っております。

で、何とぞよろしく願いますというふうに答えた上で、何点かお答えをさせていただきたいと思っています。

1点目、内藤委員、宮島委員、山波委員から、スピード感を持った取組が大切だという御指摘いただいているかと思います。私としても大変貴重な意見だと思っています。これまで食料・農業・農村基本計画って、10年の目標を5年間で見直すという形の目標設定で、要は10年スパンの計画だったわけですが、今回は計画期間を5年にして、より短期間に実現できることをちゃんと施策としてまとめて、それをPDCAサイクルで回して、ちゃんと結果が出るような形を取っていききたいと。なるべくスピード感を持った取組になるように、行政的にも工夫をしていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いますというのがまず1点目です。

もう1点目、西村委員とか二村委員とかから人材の話、特に例えば地域計画を作る人材ですとか、あるいはいろんなサポートをする人材、人材のところをどうやって育成するのか、それは、農水省のらちを越えるというか、域を越える部分もあるのでという話ありましたけれども、これ、ちょっと余談なんですけれども、先日、総務省さんとも打合せをさせていただいたときに、やはりどうしても、地方にいる人材をどうやって確保するのかというのが課題だと。それは両者共通の課題として、やはり二村委員がおっしゃった、その中間組織みたいなものも含めて、地域でそういう事業を支えるような人材の確保の在り方、育成の在り方というのはちゃんと考えていかなきゃいけないねという話もしてきているところなので、これは関係の部局もまたがるので、今すぐやりますとも言いきませんが、大切な意見として受け止めて、しっかり部会長とも相談しながら進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願います。

ほかの局長様から、ほか、ありましたら、よろしく願います。

○中嶋会長代理 よろしいですか。

では、今、様々な御意見を伺いましたので、それを踏まえて、是非しっかりした御議論いただきたいと思います。

最後に、ちょっと私の方から感想とお願いでございます。

私、検証部会にも関わらせていただきましたが、その内容をしっかりと受け止めて、今回の基本法改正に結び付けていただいたことに関して感謝申し上げたいと思います。

ただ、これを実際に実行していくためには、正に基本計画は非常に重要なので、かなり緊張感を持って対応していきたいと思っていますところなんです。いろいろな論点がある中で重要と思うのは、これだけ人口減少も進む中で、食料・農業・農村のいろいろな課題に取り組む人が少ないことです。だから本当に関わっていきたいという方がいれば、大いにここにどんどん関わっていけるようにしていただ

くのと、それから、関係者の方々が自分ごととして本気になって取り組んでいただくような、そういう仕組みを作っていただければと思うところです。基本法の条文の中で、第8条から国の責務に始まって、14条に消費者の役割を書き込んでいただいたところですが、例えば今回、この消費者の役割というのは、かなり幅広にその内容を拡大したんじゃないかと思います。そういった辺りについてのコミュニケーションは非常に重要で、本当に消費者の方々に自分ごととして、この食料・農業・農村問題に取り組んでいただくようなことを是非お願いしたいと思っています。

委員の方々はそれぞれの分野の代表者として御参画いただいておりますので、そのお立場お立場から、実効ある基本計画の策定に結び付けていただきたいということと、ただ、6か月しかございませんので、非常に濃密な議論を進めなければいけないので、そこら辺の御協力も最後をお願いしたいと思います。

以上、私からの発言とさせていただきます。

それでは、本日の議題はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程等についての御説明をお願いいたします。

○政策課長 次回の日程と議題など詳細につきましては、調整がつき次第、改めて御連絡したいと思います。

○中嶋会長代理 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会・企画部会合同会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後0時04分 閉会